

○国立大学法人筑波技術大学新学部設置準備室規程

令和5年4月26日  
規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第12条第2項及び第3項の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学に、新たな学部（以下「新学部」という。）の設置準備等を行うために置く筑波技術大学新学部設置準備室（以下「設置準備室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 設置準備室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 新学部の教育課程の編成に関すること。
- (2) 新学部の入学者選抜に関すること。
- (3) 新学部に参加する教員の人事に関すること。
- (4) 新学部の設置に伴う関係部局及び学内委員会との調整等に関すること。
- (5) 新学部の設置に伴う文部科学省、学外関係団体及び企業との折衝に関すること。
- (6) 新学部の設置に伴う関係諸規則の整備に関すること。
- (7) その他新学部の設置準備等に関すること。

(組織等)

第3条 設置準備室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- (3) その他室長が認めた者

2 室長は、学長が指名する副学長をもって充てる。

3 室長は、設置準備室の業務を総括する。

4 室員は、学長が指名する職員をもって充てる。

5 室員は、室長の命を受け、設置準備室の業務に従事する。

(事務)

第4条 設置準備室の事務は、大学戦略課において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、新学部の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年4月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

2 この規程は、新学部が設置された日にその効力を失う。